

第 1 4 8 7 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 6 時 1 0 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(承認事項)

第6号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について
(総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第60号 平成24年度文部科学大臣優秀教員表彰について (総務課)

第61号 平成25年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について
(高校教育課)

第62号 平成24年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について
(社会教育課)

第63号 島根県児童生徒学芸顕彰(教育長表彰)について (社会教育課)

第64号 国登録有形文化財(建造物)の登録について (文化財課)

第65号 特別展「平成の大遷宮 出雲大社展」及び関連事業について
(文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第15号 平成25年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)

第16号 教職員の懲戒処分について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 外国語指導助手の処分について (高校教育課)

第8号 教職員の懲戒処分について (高校教育課)

第9号 市町村立学校教育職員(管理職)の人事異動について (義務教育課)

————— 以上原案のとおり承認

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

井塚教育次長	全議題	
米山教育次長	全議題	
三島教育センター所長	全議題	
黒崎総務課長	全議題	
荒木総務課上席調整監	公開議題	
高宮教育施設課長	公開議題	
小林高校教育課長	公開議題、議決第16号、承認第7・8号	
長野県立学校改革推進室長	公開議題	
助川特別支援教育課長	公開議題	
矢野義務教育課長	公開議題、承認第9号	
山岡生徒指導推進室長	公開議題	
野津保健体育課長	公開議題	
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題	
小仲社会教育課長	公開議題	
片寄人権同和教育課長	公開議題	
祖田文化財課長	公開議題	
若槻文化財課管理監	公開議題	
丹羽野古代文化センター長	公開議題	
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
佐々木総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	3 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	仲佐委員	

(承認事項)

第6号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)

○黒崎総務課長 承認第6号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料の1の1をご覧ください。2の改正内容であるが、給料の調整額のうち調整基本額について引き上げの改定を行うものである。これは12月の議会において県職員等の給与改定の議決が行われ、それに基づいて市町村立学校の教職員の給与に関する規則の所要の改正を行うものである。12月21日付で教育長が臨時代理を行っている。

ご存知のように教職員については、人材確保法で給料に調整額を足したものがいわゆる月給という形になっている。この調整額は2つに分かれており、1つは調整基本額という額があり、それに調整数という係数を掛けて、その金額を決めることになっている。先生方の給料表は1級から4級までであるが、それぞれその調整基本額というものが決まっている。資料は1の3の一番下をご覧ください。1級、2級、特2級、3級、それから次のページに4級が記載してあるが、こういった形で調整基本額というものが定めてある。これに調整数、これは現在は1.25であるが、これを掛けた金額がいわゆる調整額として給料に加算される。今回、給与改定で地域給が98.37から99.82に引き上げられた。資料1の4の一番上をご覧ください。新旧対照表の一番最後のところにアンダーラインを引いているが、調整基本額に掛ける率を100分の98.37から100分の99.82へ改正している。表の中に定まっている金額は変わらないが、島根県の地域給として、今まではその金額に対し98.37を掛けた金額であったものを99.82にした、ということである。

資料の1の1に戻っていただきたい。その他として書いているが、県立学校の先生については我々一般の県職員と同じように人事委員会で規則を改正している。市町村立学校の教職員については教育委員会で定めることになっているため、今回、承認を求めるものである。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第60号 平成24年度文部科学大臣優秀教員表彰について (総務課)

○黒崎総務課長 報告第60号平成24年度文部科学大臣優秀教員表彰についてご報告する。

これについては趣旨のところに書いているが、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教員について、その功績を表彰するとともに広く周知するということから行われているものである。3の被表彰者であるが、平成24年度については松江市立大庭小学校の黒田都先生である。表彰理由としては、音楽学習の指導方法を常に創意工夫し、開発に取り組み、音楽教育の向上に貢献されたということである。

選考に当たっては、文部科学省の教員表彰の実施要綱というものがあり、3点ほど条件が付されている。現職の教員で、学校で実際に授業をされているということが1番目の条件である。また、昨年の4月1日現在で教職経験が10年以上で、かつ35歳以上の方という点がある。3番目としては、原則として推薦した島根県において既に表彰を受けていらっしゃる方、という条件がある。島根県では毎年すぐれた教育活動の表彰をやっており、平成23年度に4名の表彰を行った。以上の条件を満たす方で島根県が推薦したのが黒田さんということであり、今回、受賞が決定した。

参考として書いているが、私立では松徳学院高等学校の坂本教諭が受賞される運びになっている。

○仲佐委員 黒田先生は、10年以上という条件の中では学校で採用されてから何年勤務されているか。

○黒崎総務課長 今手元に資料を持っておらず、申し訳ないが正確な年数は分からない。

○山本委員長 小学校と中学校の比率というものはあるか。

○黒崎総務課長 島根県で公立学校として一応8人の枠があり、私立学校が一部となっている。特に小中という定めはない。枠は8名あるが、去年は3名受賞されている。島根県が表彰するところでいろいろと推薦をいただくようにはしているが、個人の活動であるため、なかなか枠いっぱいまでの推薦がなく、今年は1名という状況である。

○仲佐委員 推薦する方は、学校の校長先生か。

○黒崎総務課長 県の方のすぐれた教育活動表彰の方の推薦者は校長先生、学校、あるいはいわゆる教科の団体がある。例えば養護教諭はそうした任意団体を作っておられ、そうした団体からの推薦等もいただいている。それから、申し忘れたが、県が行うすぐれた教育活動表彰については、事務職員も含めて、もっと幅広く行っている。

――原案のとおり了承

第61号 平成25年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について（高校教育課）

○小林高校教育課長 報告第61号平成25年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況についてご報告する。

まず、表1をご覧ください。今年度末の県立高校の卒業予定者数が現在のところ5,000名である。そのうち21.8%、1,091名が就職を希望をしている。12月末の段階で、1,091名のうち、内定している高校生が県内の就職で771名、県外の就職で218名、計989名である。内定率だが、今年度については10月末の段階で、多少ではあるがこの5年間で一番状況が悪く、12月末の段階で90.7%となった。平成20年までがリーマンショックの影響のないときであったが、その内定率も若干ではあるが超えている状況である。12月末の段階で、希望はあるけれども内定を得ていない者が102名おり、これは5年間では一番少ないが、現在、ハローワークと各高校の進路指導担当者、あるいは学級担任と連携し、ハローワークのジョブサポーターも学校の中に入ってきていただきながら、求人開拓、あるいは生徒、保護者の相談にもものっていただいている。3月1日以降、卒業式も始まるため、何とか卒業式までのところで内定が得られるようにハローワークと連携して進めていきたいと思っている。

下の4つの図は、グラフで表したものである。図1は内定率の推移であり、上の白抜きは最終的な3月末の段階、黒がこの12月末の段階である。ひし形が県外、県内を合わせた内定率であり、90.7%という状況である。

右の図2の就職希望者の県内、県外の割合について、県内希望者が70%を超えたら75%というふうになってきたが、何とか現段階で80%近くまで増加している。県外の就職が厳しいという状況もあるが、いろんな形でキャリア教育としてインターンシップや企業見学等、課題研究等もやっている中で、生徒も地域の企業に目が向いているということもあり、企業の側も地域の高校生に対していろんな目で見えていただくことになったと思っている。ただ、就職については経済状況、雇用状況が非常に大きく影響するため、引き続き地道な取り組みを続けていきたいと思っている。

左下の図は、就職希望者と内定者数の推移である。図2は希望者だが、下は希望者数の中の内定者の割合であり、これも県内の方の内定率が上がっている。

最後に地区別の状況であるが、一番下の松江が例年、内定状況がなかなか厳しく、これはやはり生徒数が非常に多いということが一つの原因である。今年度については、今86.1%という内定状況である。昨年度のこの時期が78.6%であったため改善はしているが、一番まだ未内定者数の多い地域である。引き続きいろいろな関係各所と連携をとりながら、内定に向けて取り組んでまいりたいと思っている。

求人の状況は労働局等で発表があり、去年非常に厳しかった事務職員というか、販売やサービス業が今年は若干良くなっており、その分、商業高校等の女子生徒の内定状況が少し良くなってこういう状況に至っていると思う。しかし、これから内定を得るにはなかなか厳しい状況がいろいろあると思われるので、何回も申し上げるが、引き続き内定に向けて取り組んでまいりたいと思う。

○土田委員 県内の就職希望者が非常に多くなって、その内定率が上がってくるということは大変喜ばしいことであるが、やはり今、いろいろと経済情勢が厳しい中で、この中国管内を含めて、県外からの求人の倍率は傾向としてここ3年ぐらいどのように推移しているか、参考までに教えていただければと思う。

○小林高校教育課長 実際、県外からの求人は、わかるか。

○黒崎総務課長 ちょっとわからない。

○小林高校教育課長 確認してまたどこかで述べるが、県外の状況は、やはり何人かは県外の就職を受けるが、なかなか内定が厳しい状況である。求人のあり方として、前はどこどこ高校指定のような形で来ていたものが、誰でも手が挙げられるような状況になっていることがある。それからやはり中国の山陽側もいろいろ経済状況が厳しく、どこもそうだが、やはり地元の生徒をとるといような傾向もあるように思い、サービス業などを受験するが、なかなか内定が得がたい。県内に残るといことと、なかなか県外は難しいという、両方が合わさってこういう結果になっていると思う。県外からの就職状況は、また時間をいただいてどこかでお話したい。

○土田委員 と言うのは、学校の就職担当の先生方とお話しする機会があり、数年前までは地元も含め、地元という感覚で中国電力グループとか、東洋工業、マツダグループとかというところから学校指定で来ていたが、最近それが非常に厳しくなってきたというようなことを耳にしている。そういう面で、県内に多く残っていただくのにこしたことはないが、県外といっても関連が島根県にたくさんあるため、県内と同じような意味合いでの就職だと思う。そういう面も含めてどのような推移をしているのか。学校推薦や学校指定というものが、もし厳しくなったのであれば、それもまた増やしていただき、就職希望者の方のそうした面も含めて検討していただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

○山本委員長 それでは、その件は後ほどまた話し合いをさせていただこうと思う。

○岡部委員 3月の初めから卒業ということになると、もうあとわずかということであり、まだ決まっていない未内定者の方は非常に心穏やかならざるというか、本当に一生のことでやきもきしていらっしゃると思う。今おっしゃった、未内定者の方の内定に向けた具体的な取り組みとしてどういうことがあるのか。

○小林高校教育課長 3月は卒業式が一つのめどだと思うが、卒業式後も指導というか支援は続けており、卒業後もまだ就職が決まらない生徒には、一つの段階で3月末、卒業後も就職希望者があればハローワークと連携している。今、ハローワークにジョブサポーターという職の方がおられ、各高校で実際に進路指導部の教員と一緒にいって相談できるようになっている。例えばこういう仕事につきたいという生徒の希望があるが、現実にはないというときには、そのジョブサポーターの方に企業等を回っていただき、ハローワークとの連携で求人開拓も実際にしておられる。場合によってなかなかなければ、教員ももちろんやるが、保護者の方も一緒に就職支援ということでやっている。

それから、いろいろな状況があって、現状で気持ち的にも就職に踏み切れないさまざまな生徒がいる。そういった生徒についてはいろいろな支援があり、経験してみるとか、そういった形でハローワークと連携をとり、その子どもさんに適した形での支援を行っている。大体決まってくると非常に厳しいため、若干、専門学校等への進学に切りかえることも毎年ある状況であるが、就職希望者については最後まできめ細かくやっていきたいと思っている。

○岡部委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思う。

○原委員 私は、我が子が今就職していたり、これから就職したりということで、大変興味のあることである。今、全国的には非正規雇用者が増えていることが問題になっているが、就職内定者は今年県内771人というのは期限付きの非正規雇用ではなく、正規雇用ということか。

○小林高校教育課長 この調査は、文科省からの統計で全部正規雇用である。アルバイトは入っていない。

○原委員 では、2年間とか3年間といった期限付きでもないということか。

○小林高校教育課長 そうである。

○原委員 それともう一つ、これは高校教育課が担当されることではないかと思ひながらもお聞きするが、就職してからの若者の離職率が大変問題になっているが、例えば平成20年度、21年度のこの就職内定した子たちが、その職にずっといるのか、それとも離職したのかというよう

な統計はあるか。

○小林高校教育課長 離職率のデータはなかなか難しいが、今、公の発表では労働局で失業保険というものが、それをどれだけ受けているかという形としてのデータは出ている。ただ、それは具体的にどこの地域で、どの企業で、どこの高校ということはなかなかつかめないため、各学校の進路指導部で年に定期的に、今回だと3月に卒業して4月に就職するが、5、6月にまず一回、どのように適応しているかということ、全てというわけにはいかないが、本人に会ったり、主なところは企業を回って状況を聞いたり、いろいろな形で状況を確認している。

また、今は卒業した生徒から現在いる生徒に就職の状況や企業の厳しさを話す機会を設けている。なかなか客観的な数字でとらえるのは非常に難しいが、学校として企業訪問したりした形で定着を今図っており、場合によっては相談に乗るといったようなこともさせていただいている。

離職の割合が大卒も含めて非常に大きいということは承知しており、今、キャリア教育というものをどんどん進めている。できるだけミスマッチを防いだ就職ができるということ、就職したらしっかり勤めるということ。4月当初、体力的にきつかったり、それから上司、先輩など年代差のある方とのコミュニケーションがなかなかできにくい点もあって、非常に調子が悪くなる生徒もいるということは聞いているが、その辺のフォローもいろんな形でやっていきたいと思っている。

○仲佐委員 求人をする企業もいろいろ業種があると思うが、求人はあるけども、生徒さんがそちらを希望しない企業も出てくると思う。求人に手を挙げない生徒さんや、そういう企業がどれぐらいあるのかという割合的なところはどうか。

○小林高校教育課長 今そういったデータは持っていないが、正直に言って内定を勝ち取るというか、非常に必死でやっており、そういうことはなかなかない。学校に求人票、特に高校指定という形で求人が出ている企業に対しては、いないときは、大変申しわけありませんが現在いませんというようなことはやっており、来たままでどうこうということはないと思う。突然来たような企業等はそういうわけにはいかないが、長年求人があって、きっちりとやっているところは連絡をとってやっていると思う。

ただ、おっしゃるように、やはり求人の状況と生徒の希望、保護者の希望が必ずしも一致しない状況があるため、いわゆる求人倍率が多いからといって生徒、保護者が行きたいと思っている企業と必ずしも合わないということはある。そこをどう指導するかというのが高校側のなかなか難しいところではあるが、生徒があまり行きたがらないところを無理やりしても、またすぐ離職につながったりすることもあるため、その辺りが非常に苦労しているところである。

○仲佐委員 うまくかみ合わない部分もあるわけか。

○小林高校教育課長 そうである。いわゆるミスマッチという言葉が使われるが、したがってなかなか難しいところである。

――原案のとおり了承

第62号 平成24年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第62号平成24年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰についてご報告する。

これは公民館に関する県教育委員会の教育長の表彰である。まず、趣旨にあるように、優良公民館表彰と公民館の職員の表彰がある。公民館についてはここにあるように、事業内容とか方法に工夫を凝らして地域住民の学習活動に大きく貢献しているものというのが本来の趣旨であるが、これ以外に開館日数が290日以上であるとか、地区住民の方の利用が高いことであるとか、あるいは各種団体とか関係機関との連携を密にしているというような、そのほかの条件等々もつけているところである。開館日数が290日ということになると、週休二日ではこれに該当しないということになるため、実はそういった点から該当にならないということも幾つか出てきている。

もう一つは公民館職員表彰であるが、これは公民館に勤務して公民館活動の振興に顕著な功績

があった者で、基本的には5年以上の経験を有する現職の者を表彰の対象としている。館長という場合と、いわゆる職員、主事という場合があるが、それぞれ公民館の運営であるとか事業に対して創意工夫をもって事業に当たっている方々を表彰するものである。これは市町村の教育委員会から原則としてそれぞれ公民館も1館、職員も1人、それぞれの教育事務所に推薦いただき、教育事務所で見て、よければ教育長に推薦を挙げるということでやっている。

表彰式については、それぞれ東部、西部の公民館の研究集会を毎年行っているのですが、その場で表彰をしている。東部については、昨年12月12日に安来市で研究集会を行ったので、その際に表彰したものである。優良公民館については、東部は該当がなかった。公民館の職員については、資料にあるように松江市の大庭公民館の長岡主任、出雲市の高松コミュニティセンターの佐貫マネジャー、奥出雲町の横田公民館の大谷主事ということで、いずれの方もそれぞれの事業運営はもちろん、住民の方々からも信頼や高い評価を得て活動なさっているということで表彰させていただいた。

西部については、資料下を書いてあるようにこの2月17日に大田市において研究集会を開催予定であるため、その場で表彰する予定にしているが、今内定している数は、公民館としては邑南町が1館、益田市が1館で、合計2館。職員としては館長が4名、職員が3名で、合計7名を表彰する予定としている。また表彰が終わったら報告させていただきたいと思う。

○土田委員 公民館表彰と職員の表彰だが、職員の方はどんどん新しい方が増えてくるが、公民館表彰は一度表彰を受けたらもう二度と受けられないのか、あるいはまた新たに再度受けることが可能なのか。

○小仲社会教育課長 基本的には、今のところは一度受けられたら何か特別なことがない限りは再度ということはないと思っている。ただ、全国表彰、文部科学大臣表彰もあり、島根県の表彰を受けた公民館で、なおかつその後もいい運営がされているところについてまた表彰する制度があるので、今度はそちらの方に持っていくということになる。

○土田委員 先ほどの290日とかいうことになってくると、非常に制約がありごく限られたところしか公民館としては表彰対象にならないと思うが。

○小仲社会教育課長 そうであるが、ただ、これまであった記録では昭和52年から大体この制度を設けており、現在全体で305館あるが、そのうち111館が昨年度までに表彰を受けている。職員については、分館も含めるため332館あり、そのうち206人の方がこれまで表彰を受けている。職員についてはおっしゃったように入れかわりがあるため、同じ館から違う方が出てこられるということはあるかと思うがそうした状況である。

○土田委員 せっかくこういう表彰の制度があるけれども、制約がかなり厳しい。三百数十館あるけれども、活動されている大体のところは受けられているということになると、今後該当なしという年がかなり増えてくると思う。ということになると、規制緩和ではないが、制約を緩和していくとか何かしていかないと、せっかく表彰制度があるが、職員は表彰する、教育委員会会議録館はもう該当がないということが続くと思う。その点少しお考えいただいた方がいいのではないかと思うが、いかがだろうか。

○小仲社会教育課長 開館日数については、文部科学大臣表彰もこういった規定があるため、そことの関連もあるが、それぞれの市町村から原則1館の推薦ということになっており、市町村合併をして市町村の中に公民館の数のばらつきがかなりあるため、そういった意見も多少ある。検討課題だと思っているため、また今後、いろいろ状況を含めて検討していきたいと考えている。

○山本委員長 この開館の290日というのは、貸し館業務で土曜日に例えば地区の人が使われても、それは開館ということになるか。

○小仲社会教育課長 それは開館にはならないと思う。

○山本委員長 ならない。そうすると、この290日は難しい。

○土田委員 制約は厳しくなっている。

○山本委員長 公民館というのは結構土日いろいろな事業をやっておられるが、それは開館とは数えないのか。

○小仲社会教育課長 基本的にはそうになっている。その辺りも含めて、今後また検討していきたいと思っている。

○岡部委員 私も土田委員と同意見で、せっかく制度があれば、やはり該当なしというよりも極

力いろんな形で、290日ということを含め、二度目、三度目もあってもいいのではないかという気がする。ぜひともその辺のところの内規というか、いろいろ検討していただいて、できるだけ表彰ができたらいいと思っている。ぜひともお願いしたいと思う。

○小仲社会教育課長 私どもの方も公民館そのものの活性化ということもいろいろ市町村の方に対してお願いしているところであるので、あわせて検討してみたいと思う。

○今井教育長 国の表彰とはどう連動しているか。規定はどんどんかえても差し支えなか。

○小仲社会教育課長 規定は、国の表彰が一応県の表彰を受けた公民館を推薦するというのが規定であり、それは必ずしも国と同じ基準でなくてはいけないことはない。県は県独自の表彰というものは設けられる。

○今井教育長 それから、これとは関係ないかもしれないが、来年からプレゼンして交渉した活性化利用とこれはどういう関係であるか。

○小仲社会教育課長 それとは特には連動はしてはいない。

○今井教育長 県としての考え方はどうか。

○小仲社会教育課長 この基準そのものがそういった公民館の事業として各種事業をやっていることであるとか、いろんな関係団体と連携をしていることなども、地域住民の利用率が高いということになるため、そういった「地域力」醸成のモデル公民館になられたところは、おのずとこの表彰の対象にはなると思う。それが絶対条件ではないが、結果的にこちらの表彰の対象になってくるといふふうに考えている。

○今井教育長 そういう意味では、さっき言われた余り小難しい条件ではなくて、全体としてこの地域活動の振興に貢献していれば良いのではないか。

○土田委員 国に出すものは、制約というか規約があると思うが、県の表彰で今井教育長のお名前前で出すものについては、皆さん喜ばれる機会を数を増やした方がそれぞれの地域の活性化になるのではないかと思う。推薦するものと県の表彰とは少し切り離されてもいいのではないかと思うが。

○山本委員長 ただ、必須条件の公民館で必ずやらなければならない業務があり、それと違ったモデル事業では先駆的なことをされている。これが変わらずに同じことをされていると、やはりいけないのではないか。職員の方は、これは年数が関係あるとは思いますが、公民館はやはり先駆的なことをやられてモデル的になるから表彰している訳であり、次のこと、第2弾のことをやってもらわないと、同じ題目で優良公民館といってもいけないのではないか。そこのところは研究された方がいいと思う。同じことやっていて、また表彰されるよりはある程度先駆的なことをやられて、新しいことをやられたら出すというのがやっぱり筋ではないか。

○土田委員 新しいことをやっても、1回表彰を受けたところはもう対象外ということで進められるので、新しいのをやるとまた表彰される、ということも考えられた方がいいのではないかと思う。

○山本委員長 もう一度新しいもの、次のものをまた考えてもらうという方針でやらなくてはならないのではないか。

○小仲社会教育課長 公民館の見直し等もそれぞれの市町村でも進んでいるところもあるため、そういったことも踏まえて、御意見を参考にさせていただきながら検討していきたいと思う。

――原案のとおり了承

第63号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第63号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）についてご報告する。

これは趣旨としては、学術・文化活動についての表彰である。この顕彰対象は少しわかりにくいかと思うが、1年間を2期に分け、まず4月1日から11月30日までの期間に、いわゆる全国規模の大会で入賞したものについて表彰するものである。この顕彰対象の丸の3つ目に、ただし、島根県青少年芸術文化表彰に該当する者を除くとあるが、これはいわゆる知事表彰である。まず小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいわゆる全国大会、文化部活動の全国大会に該

当するもので、そのうちいわゆる1位、2位、最優秀、それとそれに次ぐ賞に該当した賞をとった者については、基本的には知事表彰になっている。それ以外の者で、入賞された方々については教育長表彰ということで規定している。

資料には書いていないが、原則としてそれぞれ大会は決めており、例えば全国の吹奏楽コンクール、全国の高等学校の総合文化祭、特別支援学校の文化祭といった大会は、基本的には決めている。この教育長表彰の入賞についても、それぞれ1位から例えば8位までというものもあるし、金賞、銀賞というようなもの、ほかには入賞ということで決めている。いわゆる参加すれば賞がもらえるというようなものは除いているところである。

これの前期分、11月30日までに受賞されたものについては、昨年12月19日にこの場で表彰したところであり、その一覧を後ろの方に載せている。大会名、それから部門名と賞位、それとそれぞれの賞を受けられた日、学校名等々載せている。左側に番号をつけているが、番号が飛んだところは同じ学校が違う大会で賞をとられたということで、この番号については実数であり、22校について表彰をしたところである。

それから、指導者の方については、松江北高のかたるた部の最優秀賞を今年度、岡田優さんがとられたが、その指導をなさっている方ということで、松井小夜子さんについて表彰をさせていただいた。

○土田委員 資料の別紙のうち1、2ときて北陵高校の3番目のところが抜けている。これは中身的に、マーチングコンテストで優秀な成績を修めたという賞、そういうような固有名詞をつけるのではなく、ただ出雲北陵高校に顕著な功績があったというような表彰状なのか。学校に対する表彰なのか、何の大会で優秀な成績を修めたというような表彰なのか。先ほどの説明だと、大会名は関係なくて、学校だけ表彰するような説明であった。

○小仲社会教育課長 該当する大会名はこれだけあるが、表彰状の中には大会名を1つずつ書いてはいない。

○土田委員 大会名を書かないと、何で表彰を受けたのか、例えば北陵高校は顕著な学芸の実績を修められたという表彰なのか、例えばマーチングコンテストが1枚、吹奏楽コンクールが1枚とか、そういうふうに分けて大会名を入れた方が、表彰状としてはいいと思うが私だけの意見であろうか。

○今井教育長 大会の表彰そのものは大会で、表彰状をもらうため、我々はそういうことを全部含めて教育委員会として表彰するということであるので、大会名までは入れていない。

○土田委員 例えば6位で大会で入賞した、8位で入賞したとすると、8位の方は県の方から表彰もらえなかったという意味合いになるか。

○今井教育長 恐らく大会そのものは、別途表彰状をその大会でもらっていると思われる。

○土田委員 大会での表彰はあると思うが、あえて教育長表彰とされるのであるから。1、2、3は知事表彰だが、そちらも重複した学校があったら大会名は一切入れず、同様にされているのか。

○小仲社会教育課長 そうである。

○山本委員長 学校名として吹奏楽部としか出てこない訳である。こちら側で出すと、全部枚数を出さなければならないことになる。

○土田委員 例えば下の方の合唱で、北陵高校がある。吹奏楽もあり、マーチングもあるが、マーチングでは出さないのか。

○山本委員長 合唱部は北陵高校の合唱部として出すのではないか。マーチングは、北陵高校吹奏楽部として島根県学芸顕彰表彰か何かそういう名前になっているのであろう。

○土田委員 5番と6番も合唱部だが。

○山本委員長 合唱も同じように大会名は書かずに学校名だけ、出雲北陵高校合唱部、島根県教育長表彰と書くのではないか。

○土田委員 表の上の方は合唱部と吹奏楽部ではないか。

○山本委員長 吹奏楽部は出さなければいけないので、2番目にある。

○土田委員 2番目が吹奏楽部で、その下も吹奏楽部なのでそれはいいが、5番と6番の間は合唱部ではないか。

○山本委員長 5番で北陵高校の合唱部も出ている。

- 土田委員 名称が一緒のところは1枚ということか。
- 小仲社会教育課長 そうである。学校の部活動ごとに出している。
- 土田委員 部活ごとと言うと、先ほどの1つの学校に1枚、という説明ではなく、部活ごとに1枚ということか。
- 小仲社会教育課長 そうである。学校に1枚ではなく、部活動で、吹奏楽部と合唱部と、例えば放送部、演劇部、そういった文化部が前期にもらうかももらわないかである。
- 土田委員 北陵高校は数多くあるが、1枚の表彰状ではないということか。
- 小仲社会教育課長 そうである。吹奏楽部で1枚、合唱部で1枚である。
- 土田委員 個人で弁論でも1枚、というような形でカウントすればいいのか。
- 小仲社会教育課長 そうである。個人で表彰を受けられた方については、もちろん個人となる。
- 土田委員 わかった。少し私の理解が違っていて申し訳ない。
- 山本委員長 大会名ではなくあくまでも学校であり、部活動の名前で教育表彰を出すということであろう。よって、マーチングや合唱コンクールというそれぞれの大会名はないのではないか。
- 今井教育長 そういう意味では、3つの大会で優勝した学校として優秀なところは、賞状は同じということである。
- 山本委員長 何か副賞はあるか。表彰状だけか。
- 小仲社会教育課長 盾がある。
- 山本委員長 指導者の人は誰が推薦されるのか。
- 小仲社会教育課長 これはそれぞれの学校からである。
- 原委員 一覧表を見て石見の人間としてはとても寂しい。人口比を考えるにしても、ちょっとこれはどうしてだろうと思うが、文化的関心度が低いのか、それとも指導者の先生がおられないのか、そこら辺はどう思われるか。
- 仲佐委員 成績の結果を見てということになると、むらなく指導をされていても、やはり賞に入るか入らないかというところで切られてしまうためではないか。
- 原委員 益田地域を見るところ、大体文化部が今とても低迷していて、人数が集まってないような気がする。そういう分析とかは何かあるか。
- 小仲社会教育課長 指導者の場合、基本的に部活動であれば学校の教員が指導に当たることになる。人事異動もあって、当然すべての学校のすべての部活動にそれに合わせて該当する教員が行かれない場合もあるため、今、民間の方々に部活動の指導でその時間の講師ということに来ていただいており、そういった事業も設けてはいる。ただ、生徒の希望ということもあるため、どういう部活といった分析まではしていない。
- 山本委員長 例年大体団体的に約20前後、個人的に1人、2人といった数か。
- 小仲社会教育課長 その年によっていろいろである。
- 山本委員長 若干でこぼこがある。
- 小仲社会教育課長 そうであるが、知事表彰、いわゆる1位、2位があるときとないときとあり、例年何校かあるが、今年度の前期においては今はないということである。昨年度の場合は、知事表彰が3で、この教育長表彰が15で、前期が18であり、後期で教育長表彰が40となっている。例年、前期と後期と合わせ知事表彰も含めて60前後やっているということであるので、例年並みだと思う。
- 土田委員 この賞位で最優秀というのは1位、2位ではないのか。6番や19番の最優秀というのは、最々優秀とかまだその上があるのか。
- 小仲社会教育課長 その大会に応じて、参加する学校の制限がいろいろ違うものがあり、いわゆる同じ全国大会でもそういった表彰の基準になる大会を一応決めている。
- 山本委員長 最優秀の上に金賞というものがあるのかもしれない。我々ではちょっとわからない。
- 土田委員 順位で出てくるのであればわかるが、こういうのはわからない。金賞もあれば最優秀賞もある。
- 仲佐委員 全国大会で銀賞というのは全国で2位であり、素晴らしい。
- 山本委員長 1校や2校ではなく、何校もあるのではないか。
- 小仲社会教育課長 例えば6番目の日本管楽合奏コンテストについては、大会の規模から考え

て、その大会の1位であっても知事表彰にはしないというようなことにしている。その大会によって規模などを考えて、これまでも島根県青少年芸術文化表彰については他の知事表彰と勘案しながら基準を決めているところである。

○土田委員 難しい。その年々の判断ということか。

○小仲社会教育課長 年々ではなく、その大会については要綱にのっとってやっている。

○山本委員長 人数が少ないので外す、ということもあるのではないか。

○小仲社会教育課長 例えば銀賞でも金賞が幾つもある場合もあれば、金賞1つ、銀賞1つの大会もあるため、その大会の参加規模や、位置づけを見ながら表彰の基準を全体として決めていくところである。

○山本委員長 なかなか難しく、基準がわからない。知事表彰との兼ね合いもあるので、一応一度相談してみて、基準があれば基準を揃えたらどうか。外れる部分は教育長側で表彰するとか、今そうになっているのか。

○小仲社会教育課長 そうである。今、そのように決まっている。

○山本委員長 どうしても音楽系統が多いかもしれない。

○土田委員 運動関係で1位からずっと順位が出るものだったら良いが、音楽系統は大会やその年によって金賞、銀賞、優秀賞など違うのではないか。

○小仲社会教育課長 基本的におおむね同じ数をやっているが、例えば全日本の吹奏楽コンクールであれば、金賞は知事表彰になるが、銀賞からは教育長表彰にするとか、そういったものは一様に決めている。

○土田委員 部門によって優良賞が表彰されるが、最優秀も教育長表彰、ということもあるのか。

○小仲社会教育課長 そうである。ただ、表彰によっては金賞であったり、例えば内閣総理大臣賞とか、大臣表彰であるとか、言い方がいろいろと違っていたりするので、一律には言えない。

○土田委員 普通、賞状を見た場合、大臣表彰を受けたものは大変高いと思う。ところが、知事表彰になっていなくてこちらへ来るという形になっている。20番目の弁論大会、文科大臣賞という一番高いのではないかと思うが、教育長表彰になっているのはなぜか。

○小仲社会教育課長 大会によって参加者の規模なども違うため、それらを勘案しながら一応基準を決めているところである。

○土田委員 内規で決められるものであれば、例えば大臣表彰を受けたらこうする、上に挙げる、など、決められていた方がよいと思う。

○小仲社会教育課長 それは知事部局の方と相談しながら、大会名や、その表彰の内容などでこれまでも決めているところであり、例えば新しい大会ができたような場合には、その都度協議をしながら決めているところである。

○仲佐委員 県を代表して出る内容と、中国5県で1位か2位とらないと全国大会に出れないという種目もあるのではないかと思うが、その辺りの把握はされているか。県代表で出た全国大会と、なお県の代表になって中国5県でブロック代表で出る種目というものもあるのではないかと思うが、その辺りの基準的なものはあるか。

○小仲社会教育課長 今、細かい資料は持っていないが、その辺りは把握しており、そういったことも勘案しながらこの表彰基準を決めている。

○山本委員長 一度全体的にまたチェックをしていただけるか。例年どおりということかもしれないが、知事表彰との連携もあるだろうし、数を増やすなら増やすなりにどこかの時点で一つ一つその辺りの打ち合わせをまたやっていただきたい。

――原案のとおり了承

第64号 国登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

○祖田文化財課長 報告第64号国登録有形文化財（建造物）の登録についてご報告する。

資料は6の1をご覧ください。去る12月14日に開催された国の文化審議会において、県内では2つの建造物を登録有形文化財に登録するよう答申があった。1つ目は、出雲日御碕灯

台と、それを取り囲む門及び石塀である。この灯台は、明治36年に建設された白色円形石づくり構造であり、御承知のとおり高さ44メートルと国内の灯台では最も高く、建築技術水準の高さを示しているものである。なお、平成10年には島根半島の東の端にある美保関灯台とともに世界灯台百選にも選ばれている。

2つ目は、益田市久城にある櫛代賀姫神社本殿である。創建は天平5年、733年とされており、中世には益田氏の庇護を受けていた神社と言われている。現在の本殿は、明和2年、1765年に建築され、以後改修等が行われているが、6の2の写真④に示すとおり、1765年の建築時当時の部材を残していることも大きな特徴である。

なお、説明中に書いている本殿三間社流造りというものについてであるが、このうち三間社という表現は、本殿を正面から見とときに4本の柱に支えられてその間が3つあるということで三間社と言う。それから流造りは、⑤の写真でうかがえるが、本殿の屋根を横から見たときに、反った屋根が前方に大きく曲線形に伸びたつくりとなっており、このことを指している。この2つを組み合わせると三間社流造りと言っている。

なお、登録されると県の登録文化財の総数は167件になる。

――原案のとおり了承

第65号 特別展「平成の大遷宮 出雲大社展」及び関連事業について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第65号特別展「平成の大遷宮 出雲大社展」及び関連事業についてご報告する。

昨年、古事記1300年を記念して神々の国プロジェクト、これは実は来年度が最終年度ということで、引き続いて行うわけであるが、当該年度は昨年ということで、来年度の「神々の国しまね」プロジェクトの主要事業の一つになっているのがこの「平成の大遷宮 出雲大社展」である。5月に実施される出雲大社の正遷座祭、その前後おおむね1カ月、4月12日から6月16日の会期で、古代出雲歴史博物館で実施する予定である。昨年度行った東京、京都での県外展の総まとめという意味ではないが、その県内版というか、大社さんの遷宮を記念して地元の方々にもかかわる、よい資料をご覧になっていただきたいという趣旨である。

内容はチラシをつけているが、出雲大社の歴史を中心として、出雲大社に伝わる神宝等もかなりたくさん展示をさせていただき、また、関わる全国の寺社の宝物等もかなりたくさん借りられることになっており、かなり見ごたえのある内容になるものと思っている。資料に書いているように、国宝4件、重要文化財25件という内容になっている。

また、資料7の2であるが、6月2日に大社文化プレイスうらら館で、「大社と神々のものがたり ～風土記説話の謎をとく～」という題で関連のシンポジウムを計画しているところである。これは実は出雲大社の展示であるが、たまたま今年は「出雲国風土記」、これは出雲の国に限らず、風土記を全国各国でつくるような命令が出され、その推進の命が出されてちょうど1300年目という記念の年である。そういったこともあり、出雲大社で祭っておられるいわゆるオオクニヌシノミコト、「出雲国風土記」では所造天下大神（あめのしたつくりしおほかみ）と書かれているが、そのあたりの関連をシンポジウムで明らかにしていきたいと考えている。特に今回は説話等ということもあるため、著名なパネリスト、講師は女性を中心に選んでいる。それから少しやわらかいところでは、地元でいろいろ古代にかかわる写真なども撮っておられる佐野史郎さんなども招いてシンポジウムを開催したいと考えている。

○岡部委員 この特別展の期間中、出雲大社でも何か展覧会なり記念展のようなことは計画されているか。

○丹羽野古代文化センター長 出雲大社の方では、正遷座祭を前後してさまざまなお祭りが段取りを追ってなされると聞いている。ただ、いわゆる展示会というものについては特別に今のところ出雲大社がされるということは聞いていない。しかし、奉祝事業があり、これは出雲市が中心となって委員会をつくってやっておられるが、その中で例えば根つけの展示をやるとか、関連した奉祝事業の中でそういったたぐいのことを多少は考えておられるということは伺っている。

○岡部委員 そうすると、出雲大社のオフィシャルな展覧会は、この古代出雲歴史博物館でされる特別展にすべて集約されるということか。

○丹羽野古代文化センター長 そうである。一応特別協力ということで出雲大社の御協力をいただいております、公式と言っていいかどうかはわからないが、この遷宮に伴う展覧会という位置づけはしていただいているのではないかと、私どもの方は理解している。

――原案のとおり了承

山本委員長：非開会宣言

―非公開―

(議決事項)

第15号 平成25年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）

――原案のとおり議決

第16号 教職員の懲戒処分について（高校教育課）

――原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 外国語指導助手の処分について（高校教育課）

――原案のとおり承認

第8号 教職員の懲戒処分について（高校教育課）

――原案のとおり承認

第9号 市町村立学校教育職員（管理職）の人事異動について（義務教育課）

――原案のとおり承認

山本委員長：閉会宣言 16時10分